7　仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号（航空衛星センターの所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

9　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所を除く。）

運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

業務課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

2　前項に掲げる課のほか、総務部に地域調整官（東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第四十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

2　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　成田空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

（環境・地域振興課の所掌事務）

第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（地域調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

（地域調整官の職務）

第五十三条　東京空港事務所の地域調整官は、命を受けて、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

9　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第七項までに規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課並びに地域調整官（大阪空港事務所に限る。）、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官（仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）を置く。

総務課

会計課

運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

業務課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（新設）

（総務課の所掌事務）

第四十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八　（略）

2　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

（新設）

（環境・地域振興課の所掌事務）

第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

二　（略）

（地域調整官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の職務）

第五十三条　地域調整官は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務のうち大阪国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の円滑な運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。